平成１９年度水田農業構造改革交付金の実施方針

１　地域協議会助成事業分のうち産地づくり事業分と新需給調整システム定着交付金助成事業分の融通

		新需給調整システム定着交付金助成事業の前年度からの繰越(千円)	国からの提示額（ａ）（千円）	融通額（ｂ）（千円）	融通後の額（ａ＋ｂ）（千円）
地域協議会助成事業分のうち産地づくり事業分			2,575,513	936,393	3,511,906
新需給調整システム定着交付金助成事業分		0	976,393	△936,393	40,000
	うち前年度交付留保分				
合　　計		0	3,551,906		3,551,906

２　水田農業構造改革交付金以外の収入
該当なし

３　地域協議会助成事業分の交付金の地域水田農業推進協議会への配分方針
(1) 基本的な配分の考え方及び具体的な配分方法
①　産地づくり事業
平成１８年１２月１５日開催の愛知県水田農業構造改革推進会議において決定された「平成１９年度水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等の地域別配分方針」に基づき、次のとおりとする。
ア　産地づくり交付金の配分は、現在行っている米の生産調整を維持する考えから、平成１６年度から平成１８年度の農家等への助成実績額を基に、交付予定額を算定することとする。
イ　新需給調整システム定着交付金からの融通については、
(ｱ)　愛知県水田農業構造改革事業推進協議会での新需給調整システム定着交付金の活用額を４０，０００千円として残し、差額の９３６，３９３千円を産地づくり交付金に融通して各地域水田農業推進協議会へ配分する。
(ｲ)　融通額の配分については、麦・大豆への作付促進を図るため、麦・大豆品質向上対策の助成実績を主体に、地域の要望額、地域協議会平等割の要素を基に算定し、地域の意向に基づき調整する。
ウ　なお、融通する額は、毎年見直しを行うこととする。

②　稲作構造改革促進事業
ア　稲作構造改革促進事業の交付金の配分について、国に準じ、需要に応じた米の生産を誘導し、担い手への集積の促進を図るため、稲作構造改革促進事業加入見込み面積を基に算定し、地域の意向に基づき調整する。
イ　具体的には、稲作構造改革促進事業分について、国の交付予定額を次の算定式により地域協議会ごとに配分するものとし、国の交付予定額と同額になるよう千円単位に調整して配分する。
地域協議会への配分額＝国の交付予定額×地域協議会別シェア
ウ　なお、地域協議会別シェアは、当該地域協議会の稲得加入者のうち担い手以外の面積を、愛知県の稲得加入者のうち担い手以外の面積で除して求める。
＝（当該地域協議会の 17 年産稲得の加入面積－当該地域協議会の 17 年産の担経の加入面積）÷（愛知県の 17 年産稲得の加入面積－愛知県の 17 年産の担経の加入面積）
（注）稲得の加入面積は、稲得の加入数量と愛知県の 17 年産 10 アール当たり平年収量を用いて算出する。

③　担い手集積加算事業
ア　担い手集積加算事業の交付金の配分については、国に準じ、稲作構造改革促進事業と同じく、稲作構造改革促進事業加入見込み面積を基に算定することとし、地域の意向に

基づき、調整する。

イ　具体的には、国の交付予定額を稲作構造改革促進事業の地域協議会への配分の算定式と同様に地域協議会ごとに配分するものとし，国の交付予定額と同額になるよう千円単位に調整して配分する。

なお、平成 20 年度及び平成 21 年度の各地域協議会への配分割合については，国が示した事業規模に準じて次のとおりとする。

項　　目	国に準じた県協議会の事業規模		
	平成19年度(年産)【内報額】	平成20年度(年産)	平成21年度(年産)
一般部分	１３９，５０３千円①	①の89%程度	①の76%程度
担い手集積加算	２４，９２１千円②	②の122%程度	②の67%程度
配慮分	３４，８２８千円	〈未定〉	〈未定〉
合　　計	１９９，２５２千円③	③の93%程度	③の76%程度

４　新需給調整システム定着交付金の活用方針

(1) 基本的な活用の考え方

ア　大幅な超過達成に関する使途

生産調整面積の一層の拡大を図るとともに、担い手の経営において、転作作物の生産を拡大し、経営作目として定着化するように助成する。具体的には、転作作物の生産等に取り組み、水稲作付面積が作付確定面積の９割以内の要件を満たした担い手に対し、9割を超えた超過達成面積に応じて次の助成を行う。

(ｱ) 助成要件

ａ　交付対象者

地域協議会から生産調整実施者として確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。

集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、地域協議会が水稲の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成１６年４月１日付け１５総食第８２８号農林水産省総合食料局長通知）第１の２の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が０円となる場合には、助成対象となり得る。

国が定めている助成水田において、当該年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）が行われていないこと。

国が定めている助成水田において、権原に基づいて転作作物（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを含む）を作付けしている者。

地域水田農業ビジョンにおいて、担い手として位置づけられていること。

ｂ　超過達成面積要件

次の要件をすべて満たすこと。

水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）が作付確定面積の９割以内であること。

ｃ　その他要件

本助成金は、水田農業構造改革交付金本体の交付対象となった水田においても、重複して交付する。さらに、水田農業構造改革交付金本体の交付対象が地域振興作物と同じ作物であった場合も、重複して交付する。

(ｲ) 助成水準

作付確定面積の９割にあたる面積から水稲作付面積を減じた面積に対して
１０アール当たり１０，０００円以内の助成をする。

イ　地域振興作物に関する使途

地域の特性を踏まえた作物生産を促進するため、次の助成を実施する。

(ｱ) 対象作物

以下の３６作物の中から、１地域協議会において１作物だけを選定する。ただし、実施要領第５の４の(2)の表のｂの規定に該当する場合は、複数選択できる。

（雑穀等）　そば、加工用青刈り稲
（豆類等）　黒大豆、なたね、えごま
（花き・種苗類）　キク、菜の花、花ハス、花木、種苗類
（果樹・その他永年性作物）　いちじく、ブルーベリー、しきみ
（野菜）　トマト、ミニトマト、なばな、なす、いちご、すいか、キャベツ、ほうれんそう、みずな、みぶな、ねぎ、たまねぎ、レタス、だいこん、さといも、れんこん、えだまめ、アスパラガス、ふき、じねんじょ、じゃがいも（でん粉原料用は含まない）、山ごぼう、山菜類

(ｲ) 助成要件

ａ　交付対象者

地域協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。

法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。

作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。

集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑

化対策実施要領（平成１６年４月１日付け１５総食第８２８号農林水産省総合食料局長通知）第１の２の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が０円となる場合には、助成対象となり得る。

国が定めている助成水田において、権原に基づいて地域振興作物を作付けしている者又は全作業受託等により地域振興作物に係る作業を実施している実際の耕作者。

b　作物等要件

(a) 当該年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）が行われていないこと。

(b) 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。

(c) 加工用青刈り稲については、(a)に加えて、適正な利用計画に沿って行われるものであって、出穂期以降糊熟期以前に確認に係る事務を行う者の立ち会いにより刈り取りが行われていること。

(d) いちじく、ブルーベリー、しきみについては、(a)に加えて、平成１６年度以降に植栽されたものであること。

c　実際の耕作者の要件

ａにおける実際の耕作者は次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

(a) 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する者からあらかじめ全作業受託を受けていること。

(b) 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。

（備　考）

①　(a)の「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれの区分に掲げる作業のうち１つ以上の作業を受託しているものをいう。

ⅰ　耕起、整地

ⅱ　播種

ⅲ　収穫

ⅳ　乾燥、調製、出荷

②　生産集団の構成員が規約等に定めるところに従って、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該生産集団が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。また、特定農業団体の構成員が、資材購入から販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われている作業のうち、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該特定農業団体が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。

③　実際の耕作者が①のⅲの作業を行い、共同乾燥調製施設に①のⅳの作業を再委託した場合における当該作業については、当該実際の耕作者が行ったものとみなす。

d　その他

(a) 本助成金は、水田農業構造改革交付金本体分の交付対象となった水田においても、重複して交付する。さらに、水田農業構造改革交付金本体の交付対象が地域振興作物と同じ作物であった場合も、重複して交付する。

(b) 地域振興作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。

(ｳ) 助成水準

１０アール当たり１２，０００円以内とする。

ウ　その他意欲的な生産調整に関する使途

米の生産調整の的確な実施を確保するため、景観形成作物及び加工用米の取組に対する助成を実施する。

(ｱ) 取組の種類

以下の取組の中から、１地域協議会において１つだけ選定できるものとする。ただし、実施要領第５の４の(2)の表の（備考）の①の規定に該当する場合は、複数選択できる。

a　景観形成作物の栽培に係る取組

b　加工用米の生産・出荷に係る取組

(ｲ) 助成要件

a　交付対象者

(a) 景観形成作物の栽培に係る取組

地域協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。

法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。

作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない

者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。

集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成１６年４月１日付け１５総食第８２８号農林水産省総合食料局長通知）第１の２の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が０円となる場合には、助成対象となり得る。

国が定めている助成水田において、権原に基づいて景観形成作物を作付けしている者又は全作業受託等により景観形成作物に係る作業を実施している実際の耕作者。

(b) 加工用米の生産・出荷に係る取組

地域協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。

法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。

作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。

集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者等であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成１６年４月１日付け１５総食第８２８号農林水産省総合食料局長通知）第１の２の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が０円となる場合には、助成対象となり得る。

b　助成要件

(a) 景観形成作物の栽培に係る取組

地域における景観の形成に寄与するものとして、あらかじめ地域水田農業ビジョンに景観形成作物となる作物が記載してあること。

当該年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）が行われていないこと。

通常の状態で栽培されていること。

(b) 加工用米の生産・出荷に係る取組

加工用米実需者団体等に対し、加工用米流通契約に基づき売り渡される米であること。

c　実際の耕作者の要件

ａの(a)における実際の耕作者は次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。

(a)　実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。

(b)　実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。

（備　考）

①　(a)の「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれの区分に掲げる作業のうち１つ以上の作業を受託しているものをいう。

ⅰ　耕起、整地

ⅱ　播種

②　生産集団の構成員が規約等に定めるところに従って、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該生産集団が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。また、特定農業団体の構成員が、資材購入から販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われている作業のうち、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該特定農業団体が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。

d　その他

(a) 本助成金は、地域協議会助成事業の交付金の交付対象となった水田において、景観形成作物が同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付できるものとする。

なお、地域協議会助成事業の交付金の交付対象が景観形成作物又は加工用米であった場合も同様とする。

(b) 助成要件を満たす景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、その

うち一回を本助成の対象とする。

(ｳ) 助成水準

ａ　景観形成作物の栽培に係る取組

１０アール当たり１０，０００円以内とする。

ｂ　加工用米の生産・出荷に係る取組

玄米６０ｋｇ当たり１，０００円以内とする。

(2) 所要額が国からの交付額を上回る場合の調整方法

各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額（地域協議会助成事業分への融通後の額。以下「国からの交付額」という。）を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。なお、下回る場合は、交付申請額の合計と国からの交付額との差額を翌年度に繰り越すこととする。

(3) 具体的な活用計画

ア　総括表

使途の区分 及び使途の名称	作目等区分	員数	単価	金額 （千円）	うち国費 （千円）	備考
①　大幅な超過達成に関する使途	担い手	50ha	10,000円 /10a 以内	5,000	5,000	50ha×100千円 ＝5,000千円
②　地域振興作物に関する使途	地域振興作物	85ha	12,000円 /10a 以内	10,200	10,200	85ha×120千円 ＝10,200千円
③－１　その他意欲的な生産調整に関する使途	景観形成作物	80ha	10,000円 /10a 以内	8,000	8,000	80ha×100千円 ＝8,000千円
③－２　その他意欲的な生産調整に関する使途	加工用米	16,800俵	1,000円 /俵 以内	16,800	16,800	16,800俵×1千円 ＝16,800千円
	合計	－	－	40,000	40,000	

イ　使途ごとの内容

使途の名称	大幅な超過達成に関する使途
作物等区分	９割以内の超過達成をした担い手
具体的内容	転作作物の生産等に取り組み、水稲作付面積が作付確定面積の9割以内の要件を満たした担い手に対し、9割を超えた超過達成面積に応じて次の助成を行う。
効果	生産調整の実効を確保するとともに、担い手の経営安定に資する。
助成の要件	a　交付対象者 ・　地域協議会から生産調整実施者として確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。 ・　集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、地域協議会が水稲の作付け）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成１６年４月１日付け１５総食第８２８号農林水産省総合食料局長通知）第１の２の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が０円となる場合には、助成対象となり得る。 ・　国が定めている助成水田において、当該年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）が行われていないこと。 ・　国が定めている助成水田において、権原に基づいて転作作物（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを含む）を作付けしている者。 ・　地域水田農業ビジョンにおいて、担い手として位置づけられていること。 b　超過達成面積要件 次の要件をすべて満たすこと。 ・　水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）が作付確定面積の９割以内であること。次の要件をすべて満たすこと。 c　その他要件 ・　本助成金は、水田農業構造改革交付金本体の交付対象となった水田においても、重複して交付する。さらに、水田農業構造改革交付金本体の交付対象が地域振興作物と同じ作物であった場合も、重複して交付する。
確認方法	○　生産調整実施者、作付確定面積及び水稲作付面積の確認 地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報、 生産調整方針作成者からの情報 ○　集荷円滑化対策に係る拠出の確認 東海農政局から提供された情報 ○　助成水田の確認 水田台帳、過去の生産調整実績等 （畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。） 地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。 ○　作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 ○　通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること及び水稲の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（確認日：地域協議会長が定めた月日） ○　担い手の確認 地域水田農業ビジョンにおいて、担い手として位置づけられていることの確認
助成水準 （助成額の算定方法）	１０アール当たり１０，０００円以内
単価調整の方法	愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 助成単価＝10,000×$\frac{40,000\text{千円}}{\text{「地域振興作物に関する使途」、「大幅な超過達成に関する使途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する使途」の申請額の合計}}$

使途の名称	地域振興作物に関する使途
作物等区分	対象作物の中から、１地域協議会において１作物だけを選定できるものとする。 ただし、水田農業構造改革対策実施要領（平成１６年４月１日付け１５生産第８０００号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第５の４の(2)の表のｂの規定に該当する場合は、複数選択できる。
具体的内容	当該年度に水田１枚を単位として水稲の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う者に対する助成を実施する。
効果	地域振興作物の生産・販売を振興することにより、需要に応じた生産の拡大を図り、農業者の経営改善に資する。
助成の要件	○　対象作物 以下の３６作物の中から、１地域協議会において１作物だけを選定する。 ただし、実施要領第５の４の(2)の表のｂの規定に該当する場合は、複数選択できる。 （雑穀等）　そば、加工用青刈り稲 （豆類等）　黒大豆、なたね、えごま （花き・種苗類）　キク、菜の花、花ハス、花木、種苗類 （果樹・その他永年性作物）　いちじく、ブルーベリー、しきみ （野菜）　トマト、ミニトマト、なばな、なす、いちご、すいか、キャベツ、ほうれんそう、みずな、みぶな、ねぎ、たまねぎ、レタス、だいこん、　さといも、れんこん、えだまめ、アスパラガス、ふき、じねんじょ、　じゃがいも（でん粉原料用は含まない）、山ごぼう、山菜類 ○　交付対象者 ・　地域協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。 ・　法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・　作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・　集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成１６年４月１日付け１５総食第８２８号農林水産省総合食料局長通知）第１の２の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が０円となる場合には、助成対象となり得る。 ・　国が定めている助成水田において、権原に基づいて地域振興作物を作付けしている者又は全作業受託等により地域振興作物に係る作業を実施している実際の耕作者。 ○　作物等要件 ・　当該年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）が行われていないこと。 ・　通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・　加工用青刈り稲については、適正な利用計画に沿って行われるものであって、出穂期以降糊熟期以前に確認に係る事務を行う者の立ち会いにより刈り取りが行われていること。 ・　いちじく、ブルーベリー、しきみについては、平成１６年度以降に植栽されたものであること。 ○　実際の耕作者の要件 ・　実際の耕作者は次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。 ・　実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。 ・　実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 （備　考） ・　「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれ　の区分に掲げる作業のうち１つ以上の作業を受託しているものをいう。

	ⅰ　耕起、整地 ⅱ　播種 ⅲ　収穫 ⅳ　乾燥、調製、出荷 ・　生産集団の構成員が規約等に定めるところに従って、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該生産集団が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。また、特定農業団体の構成員が、資材購入から販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われている作業のうち、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該特定農業団体が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。 ・　実際の耕作者がⅲの作業を行い、共同乾燥調製施設にⅳの作業を再委託した場合における当該作業については、当該実際の耕作者が行ったものとみなす。 ○　その他の要件 ・　本助成金は、水田農業構造改革交付金本体分の交付対象となった水田においても、重複して交付する。さらに、水田農業構造改革交付金本体の交付対象が地域振興作物と同じ作物であった場合も、重複して交付する。 ・　地域振興作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。
確認方法	○　生産調整実施者の確認 地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報 ○　集荷円滑化対策に係る拠出の確認 東海農政局から提供された情報 ○　助成水田の確認 水田台帳、過去の生産調整実績等 （畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。） 地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。 ○　作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 ○　通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること及び水稲の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（確認日：地域協議会長が定めた月日） ○　その他の確認 全作業受託等の場合、受委託契約書の写し
助成水準 （助成額の算定方法）	１０アール当たり１２，０００円以内
調整の方法	愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 助成単価＝12,000×$\frac{40,000千円}{「地域振興作物に関する使途」、「大幅な超過達成に関する使途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する使途」の申請額の合計}$

使途の名称	その他意欲的な生産調整の取組に関する使途
作物等区分	景観形成作物
具体的内容	当該年度に水田１枚を単位として水稲の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効　果	生産調整の手法として、農業者が比較的取り組みやすく、地域における景観の形成に寄与する等、水田の多面的機能の発揮に資する。
助成の要件	○　交付対象者 ・　地域協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。 ・　法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・　作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・　集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成１６年４月１日付け１５総食第８２８号農林水産省総合食料局長通知）第１の２の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が０円となる場合には、助成対象となり得る。 ・　国が定めている助成水田において、権原に基づいて景観形成作物を作付けしている者又は全作業受託等により景観形成作物に係る作業を実施している実際の耕作者。 ○　助成要件 ・　地域における景観の形成に寄与するものとして、あらかじめ地域水田農業ビジョンに景観形成作物となる作物が記載してあること。 　当該年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）が行われていないこと。 ・　通常の状態で栽培されていること。 ○　実際の耕作者の要件 ・　実際の耕作者は次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。 ・　実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。 ・　実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 （備　考） ・　「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれの区分に掲げる作業のうち１つ以上の作業を受託しているものをいう。 　ⅰ　耕起、整地 　ⅱ　播種 ・　生産集団の構成員が規約等に定めるところに従って、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該生産集団が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。また、特定農業団体の構成員が、資材購入から販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われている作業のうち、自らの権原を有する水田等において行う作業については、当該特定農業団体が当該構成員から受託した作業として取り扱うことができる。 ○　その他の要件 ・　本助成金は、地域協議会助成事業の交付金の交付対象となった水田において、景観形成作物が同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付できるものとする。 　なお、地域協議会助成事業の交付金の交付対象が景観形成作物であった場合も同様とする。 ・　助成要件を満たす景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。

確認方法	○　生産調整実施者の確認 地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報 ○　集荷円滑化対策に係る拠出の確認、生産調整方針作成者から提供された情報 東海農政局から提供された情報 ○　助成水田の確認 水田台帳、過去の生産調整実績等 （畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。） 地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。 ○　作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 ○　通常の栽培管理が行われていること。及び主食用水稲の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（確認日：地域協議会長が定めた月日） ○　その他の確認 全作業受託等の場合、受委託契約書の写し
助成水準 （助成額の算定方法）	１０アール当たり１０，０００円以内
単価調整の方法	愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 助成単価＝10,000×$\frac{40,000\text{千円}}{\text{「地域振興作物に関する使途」、「大幅な超過達成に関する使途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する使途」の申請額の合計}}$

使途の名称	その他意欲的な生産調整の取組に関する使途
作物等区分	加工用米
具体的内容	加工用米実需者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であり、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	転作作物が作付けが難しい水田地帯において、米の生産調整を推進する上で有効である。
助成の要件	○　交付対象者 ・　地域協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。 ・　法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・　作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・　集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第６の２に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成１６年４月１日付け１５総食第８２８号農林水産省総合食料局長通知）第１の２の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が０円となる場合には、助成対象となり得る。 ○　助成要件 ・　加工用米実需者団体等に対し、加工用米流通契約に基づき売り渡される米であること。 ・　地域協議会助成事業の交付金の交付対象が加工用米であった場合も重複して交付できるものとする。
確認方法	○　生産調整実施者の確認 地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報 ○　集荷円滑化対策に係る拠出の確認 東海農政局から提供された情報 ○　加工用米の確認 加工用米流通契約に基づく出荷状況
助成水準 （助成額の算定方法）	玄米６０ｋｇ当たり１，０００円以内
単価調整の方法	愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 助成単価＝1,000 × $\frac{40,000\text{千円}}{\text{「地域振興作物に関する使途」、「大幅な超過達成に関する使途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する使途」の申請額の合計}}$

5　稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入等の算出方法

(1)　基準収入の算出方法及び算出額

①　基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村（以下「市町村」という。）ごとに５年前年産から前年産までの５か年における各年産の１０アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた３か年の平均により算出するものとする。

②　①の各年産の１０アール当たり稲作収入については、各年産の６０キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の１０アール当たり収量を乗じて６０で除して算出した額とする。

ただし、１０アール当たり収量について、平成１６年産以降は、農林水産省が公表する各年産の１０月１５日現在における作況指数が全国１０１以上であり、かつ、愛知県で１０１以上、かつ、作柄表示地帯で１０１以上の場合は、市町村別平均単収（農林水産統計における、前年産までの過去最近７か年の市町村別１０アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた５か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領（平成１８年６月２７日付け１８経営第 1871 号農林水産省経営局長通知）第６の４の(3)のイの(ｲ)で算出される市町村別の標準単収）とする。

③　②の米穀の６０キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター（以下「センター」という。）が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引（平成１７年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。）又は特定取引（平成１７年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。）のうち早場米を対象として行う取引（以下「早期米取引」という。）が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位３銘柄（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が２銘柄である年産については、当該２銘柄とする。）について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格（包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあっては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（以下「年産平均価格」という。）を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が１銘柄である年産にあっては当該１銘柄についての年産平均価格とする。）とする。

ただし、前年産については、生産年の翌年３月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。

なお、当年産及び前年産から５年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあっては、当年産及び前年産から５年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。

④　②及び③に基づき算出した基準収入については、別添のとおり。

(2)　当年産収入の算出方法

当年産収入の算出は、生産年の翌年の１月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の②及び③に準じて当年産収入を算出するものとする。

6　需要量に関する情報

国からの都道府県への需要量に関する情報	都道府県が通知した市町村別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
１４５，５３０ｔ	１４５，５３０ｔ	－